

様式－1

特記仕様書

工事番号	22-A45W
工事名	平成22年度 済水槽市町村整備推進事業 浈水槽設置（22-1）工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 猪鼻外 地内
工期	契約日又は契約日の翌日 ～ 平成22年2月7日

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）平成22年4月」【京都府】（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。

第2条 京丹波町が実施する済水槽設置工事に対する特記事項は、別紙仕様書及び次のとおりとする。

第1章 総則

（標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

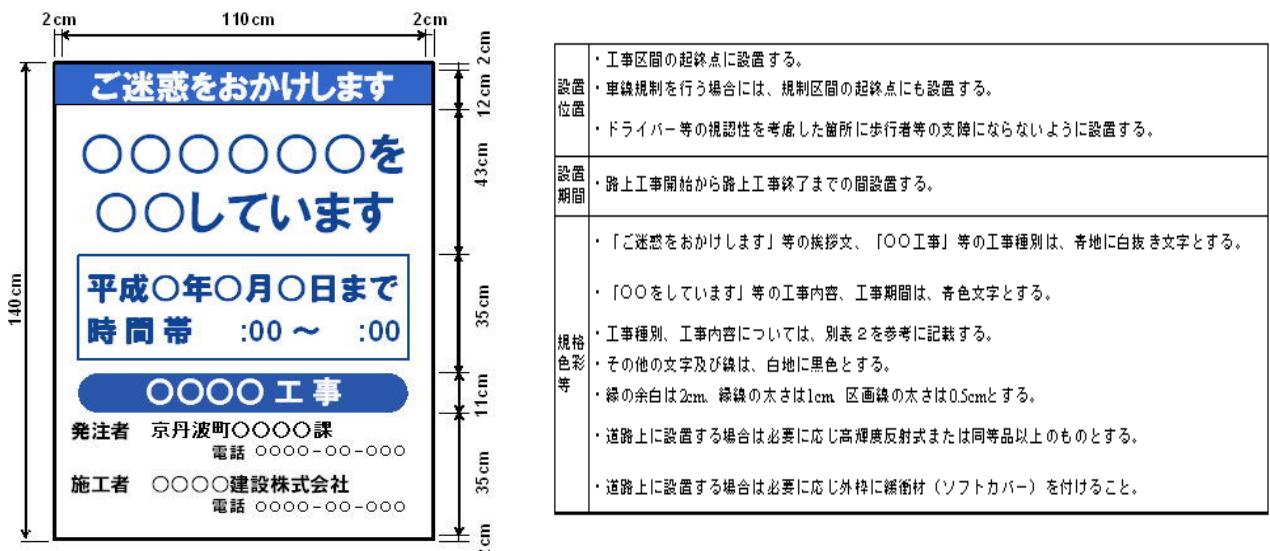
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：済水槽設置工事を行っています

工事種別：済水槽設置工事

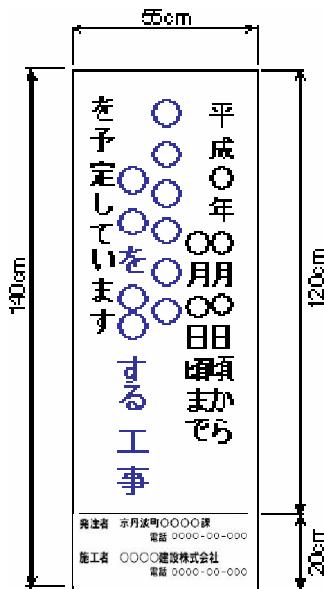
（表示板の記載例）

〔工事表示板〕



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

〔工事情報看板〕



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 工事開始時に速やかに撤去すること。

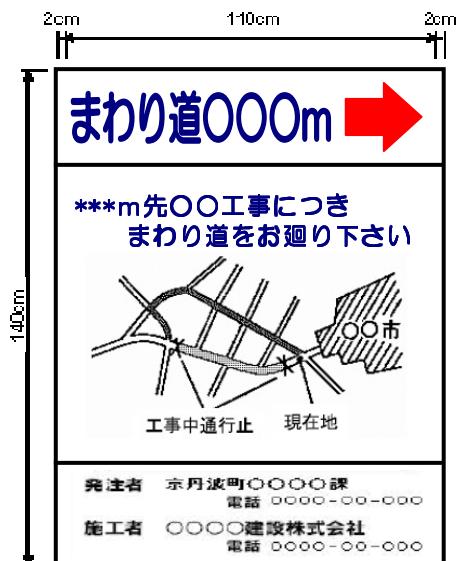
[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

[迂回路案内看板]



[迂回路案内看板]

設置期間	・迂回路を必要とする期間
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならない箇所に設置する。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「まわり道〇〇〇m」、「* * * m先〇〇工事につきまわり道をお廻り下さい。」は青文字とする。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・地図等は、工事箇所を赤標示、まわり道を青標示とし、現在地、主要施設等を表記すること。

第2章 適正な技術者の配置

2-1 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

第3章 工事現場発生品

3-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工		■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③基礎		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他(舗装工)	■有	□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受入施設		指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
会社名	処理場所在地			
共栄建設㈱	京丹波町水戸	コンクリート塊 アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 最大粒径：50cm以下	19 km
㈱宏誠	南丹市日吉町	コンクリート塊 アスファルト塊	受入時間：7時～19時 受入休止日：— 最大粒径：—	km
金下建設㈱ 京丹波営業所	京丹波町実勢	アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：日曜日、祭日 最大粒径：40cm以下	km

3-2 建設発生土の搬出

1 建設発生土については、指定処分とする。

(1) 受入条件

指定処分の受入条件は、次のとおりとする。

建設発生土	受入場所	受入期間及び受入時間	土質条件	その他の受入条件	距 離
土砂	大迫東山栗園 町有処分地				24 km

なお、建設発生土については、受入条件等により本指定地に搬出が困難な場合は、請負者の責任で森林法・農地法・都市計画法、京都府土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）等に従い適正に処理できる搬出地を選定し、事前に監督職員に書面で協議の上、承諾を受けるものとし、設計変更の対象とする。

2 搬路の補修及び建設発生土受入地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3－3 伐木材・伐開材の処分

建設発生木材の運搬及び処分については、当初計上していないため、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3－4 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

第4章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

4－1 段階確認

請負者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定期間、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
浄化槽設置工事	掘削深検査	掘削
	鉄筋検査	底版配筋・上部配筋
	水平検査	槽据付

第5章 材料及び施工

5－1 再生材の利用について

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	

	RC-40	コンクリートブロック張（積）・ 石張（積）の天端工 及び同込裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- 3 再生クラッシャーラン（R C - 4 0）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が 50%以下の品質のものを使用する。

- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

5－2 品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
	別紙 仕様書のとおり	

5－3 流用土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

5－4 購入土の利用

本工事に使用する盛土材については、下表による購入土を使用する予定である。

ただし、やむを得ない事情により購入土により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議

するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、購入土の使用に際しては、品質が適正なものであるか確認の上使用するものとする。

搬入予定量	74 m ³ (盛土締固め後の土量)
-------	-------------------------------

5-5 セメントコンクリート製品

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)（以下、「標準図集(案)」という。）によるものとし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

――解説――

「標準図集(案)」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集(案)」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集(案)」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集(側溝・水路編)」(H12.3月 製造者5団体代表経営調査委員会編集)がある。

5-6 コンクリートの養生

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中(暑中)コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6章 施工管理

6-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。

工種	種別	試験項目	試験頻度

6-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①出来形規格値

調査項目		規格値	適用
工種	項目		

②品質規格

工種	項目	試験項目	品質規格

第7章 工事中の安全確保

7-1 地山の挙動監視

本体工事の掘削について、施工中の安全確認等のため地山挙動の測定等が必要となった場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7-2 安全に関する研修・訓練等の実施)

請負者は、土木工事共通仕様書（案）の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしづ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

1 建設工事の請負契約に関すること

2 労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構）

第8章 環境対策

8-1 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、請負者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準」89ラベルの機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準」97ラベルに貼替えを行うこと。

8-2 環境等の保全

1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第9章 交通安全管理

9-1 安全対策費

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9-2 安全施設類

- 1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。
なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。
- 2 交通誘導員については、設計では計上していないが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い配置する必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。
- 3 請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。
- 4 請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

9-3 交通誘導員の有資格

本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名配置することとする。

ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

請負者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

交通誘導員については、設計では計上していないが、道路管理者、所轄警察署等との打ち合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

第10章 官公庁への手続等

10-1 支障物件等

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。請負者は各企業と連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会
水道管	京丹波町役場		済	本体工事と同時	取外し復旧	要

浄化槽設置工の施工に当たっては、京丹波町水道課管轄の給水装置が支障となっているが、これらについては、本体工事内で工事と同時施工で取外し復旧を行う。

第11章 施工時期及び施工時間の変更

11-1 施工時間

施工時間は、昼間施工とする。が、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(例)

工種	名称	標準作業時間	備考
仮設工	土留鋼矢板	午後10時～午前6時	橋梁の一部
仮設工	覆工板	午後10時～午前6時	橋梁の一部
雑工	舗装復旧	午後10時～午前6時	橋梁の一部
土工	床掘、埋戻	午後10時～午前6時	橋梁の一部

11-2 時間的制約を受ける作業

1 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期間*
浄化槽設置工事	作業開始 8時30分 作業終了 17時30分	

注) *印は、期間を限定する場合のみ記入

2 本工事の施工に当たり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第12章 その他

12-1 諸経費の調整

近接工事における諸経費調整は行わない。

12-2 準備費

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

12-3 地元対策

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

12-4 工事書類の簡素化

別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

別添「土木工事書類一覧表」

運搬管理表の様式（例）

運搬管理表

工事名		現場代理人	監理(主任) 技 術 者
工事番号			
運搬物の 名称・規格			

注 1) 本様式は例示である。

注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。

注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。

(計量器等により重さが明確である場合は重量を記入。)

注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。
注6) 出荷時開闢及び現着時開闢は、上記二種類の場合に記入する。

注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディミキストコンクリートの場合に記入する。
注7) 日質管理欄は、レディミキストコンクリートの場合に日質管理試験箇の実施の有無を記入する。

品質管理欄は、品質管理試験等の実施の結果を記入する。また、同一の品目で複数の試験を行った場合は、各試験結果を記入する。

注8) マニフェスト交換要件の欄には、要件記述欄と要件記述欄の間に、番号欄が付され、番号欄の要件記述欄に入れる。要件記述欄の番号欄は、要件記述欄の番号欄を示す。

注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例 1 (生コンクリートの例)

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート (18-8-40 高炉)		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m3		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m3	8.0m3	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m3	3.5m3	15:00	15:40	○		
合計				11.5m3					

運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻（無筋）		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りまぜ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					12345678	
H16.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				12345679	
H16.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				12345680	
合計				2.788 t					

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
契約関係	契約書							
	発注図面							
	特記仕様書							
	工事数量総括表							
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49						提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	現場代理人等通知書	契約書第10条1項						
	請負代金内訳書	契約書第3条1項						
	工事工程表	契約書第3条1項						
	前払金請求書	契約書第34条1項						
	工事着手届							
完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項						
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項						
	請求書	契約書第32条1項						
部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項						
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項						
	(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項						
部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項						
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	請求書	契約書第37条5項						
修補関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項						
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項						
その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項						部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条						工期延期が発生する場合に提出する。
工事着手前	工事カルテ受領書(CORINS)	共通仕様書1-1-7						
	施工計画書	共通仕様書1-1-6						軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16						
	施工体系図	共通仕様書1-1-16						請負額3000万円以上(土木)の場合に提出する。
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3						契約書18条第1項1～5号に該当する事が有る無しに問わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45						仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)							設計図書との照合結果を監督職員に提出する。
工事中	工事打合簿(指示)							原本は発注者が保管。
	工事打合簿(協議、承諾)							ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)	(メール)						ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。施工計画書の提出を除く
	再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24						計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24						自由区分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含め提出する。
	保管用地届出書	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	運搬指示票	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24						再生資源利用促進実施書と併せて提出する。
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-24						産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。提出は不要。
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40 5指第294号						
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-43						関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	近隣協議資料	共通仕様書1-1-43						近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。
	材料確認簿	(メール)						メール活用のため様式の追加
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書2-1						紙データの電子化は不要。
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	(メール)					契約図書で規定された場合のみ対象。 監督員が確認していれば段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) メール活用のため様式の変更
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	(メール)					メール活用のため様式の追加
	休日、夜間作業届	共通仕様書1-1-44	(メール)					メール等で受発注者が双方が事前に把握していれば不要。
	工事履行報告書	契約書第11条			○			月報報告。ただし、電子納品でない場合は紙による提出。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
安全管理	安全訓練報告書	共通仕様書1-1-34						実施計画は、施工計画書に記述する。報告書様式の追加
	安全訓練実施資料							
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-37						速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録							
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法第28条の2他						
	安全巡視、TBM、KY実施記録							
	新規入場者教育実施記録							
施工管理	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針						
	工程施工表	共通仕様書1-1-31						ただし、電子納品でない場合は紙による提出。
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26					出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書1-1-26						
	出来形管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
	ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26,27						
	品質管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						品質管理図表に含まれるため削除。
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く) 従来は5点未満が不適
写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26,27						
	工事写真	共通仕様書1-1-26,27		O				
支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-22						支給品がある場合に提出する。
	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-22						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-23						現場発生品がある場合に提出する。
	要求書	共通仕様書1-1-22						支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。
	支給材料受領書	契約書第15条3項						支給品を受領した場合に提出する。
	建設機械借用返納書	契約書第15条3項						建設機械の貸与がある場合に提出する。
その他	材料納入伝票	共通仕様書2-1,2 契約書第13条						
	建退共実績報告書	共通仕様書1-1-49						様式の変更
	建退共証紙受払資料							受払簿、出面表、辞退届について検査時に提示する。 実績報告書の提出
	社内検査報告書							
	イメージアップ	特記仕様書						イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載しする。
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書						高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
	新技術活用関係資料	特記仕様書						新技术(NETIS)実施工事の場合に提出する。請負者提案の場合は監督職員へ提出する。
	工事完成図書納品書							
	特記で提出が明記されている資料							

仕 様 書

第1節 一般事項

1 仕様書の適用範囲

この仕様書は、町が発注する浄化槽設置工事に適用する。

2 設計図書

設計図書とは、現場説明書、質疑応答書、施工要領書、特記仕様書をいう。

3 監督員

監督員とは、工事に関し発注者が権限を委任した現場指示者をいう。

4 現場代理人

現場代理人とは、工事に関し請負者が権限を委任した現場指示者をいう。

5 主任技術者

主任技術者とは、工事の技術的な部分に関し請負者が権限を委任した者をいう。主任技術者は、浄化槽設備士（浄化槽法「昭和58年法律第43号」第2条）でなければならない。

6 疑義、協議

設計書に明記のない場合、または内容に疑義が生じた場合は、現場代理人が監督員と協議し、必要に応じて設計変更を行う。

7 技術者名簿の提出

工事現場を担当する技術者については、氏名、資格、担当業務及び主な工事経歴を記載した名簿を監督員は、町に提出すること。

8 関連工事との調整

工事施工に関し関連工事がある場合は、その工程及び施工に関し監督員の指示により当該工事関係者と協力し円滑な進捗を図ること。

9 官公署その他への手続き

工事の施工に関し必要な官公署その他への手続きを行うこと。手続きに要する費用は請負者の負担とする。

また（社）京都府浄化槽協会に賦課金（協会運営協力金）を納入しなければならない。

10 工事時期の指定

なし

第2節 工事現場管理

1 工事現場の管理

1) 工事現場の安全対策については、現場代理人が責任者となり関係法令に従うこと。

2) 現場代理人は常に工程表と進捗状況とを照合し工事を進めること。

3) 請負者は、下請けに付する場合には、請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

2 災害及び公害の防止

1) 工事に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じなければならない。

2) 請負人は、工事により、付近の建物又は構造物に沈下や亀裂等損害が発生するおそれがあると予想されるときは、請負者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し監督員と協議しなければならない。

3) 宅地内の排水・配管について事前に調査し、工事に影響を及ぼす恐れがある場合は、あらかじめ措置をとること。

4) 騒音、振動等を極力防止すること。

- 5) 機材等の倒壊、落下等により工事現場内外に危害を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ措置をとること。
 - 6) 仮設道路及び周辺の搬入路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、路面の保持、清掃及び道路付帯の排水施設の清掃、浚渫の実施等を行い、常に良好な復旧を行うこと。
 - 7) 仮排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう適切な処理をすること。
- 3 処置・対応
- 第三者からの苦情及び災害、公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとりその経緯を現場代理人が監督員に報告すること。
- また、場合により解決する費用その他全て請負人の責任において処理しなければならない。
- 4 原形復旧工事の立会
- 工事の施工完了箇所にさらに埋設施工を行い、原形に復旧する場合は監督員の立会を受けること。
- 5 境界杭、測量杭等
- 1) 監督員の指示がない限り、移設、除去または埋設してはならない。
 - 2) 工事の施工中に損傷、紛失の恐れがないように杭の周囲を保護すること。

第3節 工事書類

- 1 実施工程表
- 1) 現場代理人は着工に先立ち実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。
 - 2) 実施工程表に変更が生じた場合は変更工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。
 - 3) 監督員の指示により、上記実施工程表の補足として週間または月間工程表を作成し提出すること。
- 2 施工計画書
- 着工前に次の事項について工事の総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。ただし、軽微なものについては、監督員の承諾を受けて省略することができる。
- 1) 仮設計画（仮設建物、土留、足場、材料置場、工事用機械、工事用電力設備、工事用給水設備、仮囲等の設置位置、撤去時期など）
 - 2) 工事用道路、仮排水計画（位置、構造、排水の処理方法など）
 - 3) 工事別、工種別材料、工法等の施工計画書
- 3 施工図
- 工事の施工上必要な施工図は、監督員の承諾を受けること。

第4節 材料及び機器

- 1 機材
- 1) 清浄槽
- 工事目的物の材料及び機器は、新品とする。
- 2) 品質保証
- 国庫指針適応機種。適正な管理のもとでは、BOD 除去率 90 %以上、放流水の BOD 平均目的値 20 mg / l 以下の機能を発揮すること。
- 3) 強度保証
- 清浄槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する強度を持つこと。
- 4) 機材搬入の報告

機材の搬入ごとに、設計書に定められた条件に適合することを確認し、証明となる資料を添えて監督員に報告すること。

5) 機材の検査

監督員は、機材の種別ごとに検査を行うものとする。

6) 機種の選定

使用する機種については、下記の製造業者内から選定すること。

アムズ(株)	(株)クボタ	積水化学工業(株)	フジクリーン工業 (株)
ゼオン環境資材(株)	ダイキ(株)	(株)ハマネツ	
前澤化成工業(株)	ニッコー(株)	(株)日立ハウステック	

2 その他の材料

名 称	材 質 ・ 仕 様	規 格	備 考
取付管	VUΦ100・VP100・40・30	JIS K 6741	RR継手
公共樹	硬質塩ビ製Φ200～350	市販品	
公共樹蓋	塩ビ製または鋳鉄製	〃	防臭仕様
均しコンクリート	1.8 N/mm	JIS A 5308	18-25-8
無筋・小型コンクリート	1.8 N/mm	〃	18-40-8
鉄筋コンクリート	2.4 N/mm	〃	24-25-8
鉄 筋	S D 3 4 5 A	JIS G 3112	
セメント	普通ポルトランドセメント・混合セメント	JIS R 5210	

第5節 施工

1 安全対策

- 1) 工事中、道路が通行止となる場合は監督職員と協議し、迂回路等を交通誘導員ならびに看板により明確に表示し一般の通行に適切な措置を講じること。
- 2) 工事場所には、危険防止のため仮囲いや柵、その他の適切な保安施設を設置するとともに、これらの設備に不備がないか常に点検を行うこと。
- 3) 工事車両の出口には、必ず専任の誘導員を配置し、一般車両ならびに歩行者などの通行の妨げとならないようにすること。

2 設計図書の照査

請負者は、施工前、施工途中において設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

3 施工

- 1) 施工は、別添施工要領書・工事設計書・監督員の承諾を受けた工程表・施工計画書等に従って行うこと。
- 2) 残土処分については指定処分とし、大迫東山栗園町有処分地にて処分すること。
- 3) 工事養生は、それぞれの工種・構造物などに合わせて、適切な材料で十分に保護養生を

行うこと。

- 4) 本工事の施工により発生するアスファルト塊及びコンクリート塊は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により許可された受入場所に搬出するものとする。

また状況が判明できるよう写真・処分証明書（受入場所発行のマニフェスト等）を整備し、報告しなければならない。

- 5) 工事完了後は、残材料・仮設物・雑物などを速やかに撤去し、撤去跡及び付近の清掃をおこなうこと。

4 一工程の施工確認及び報告

施工の一工程を完了した時は、その施工が定められた条件に適合することを確認すること。

5 施工の検査

監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。

- (1) 督員の指定した工程を完了した場合。
(2) その他特に監督員が必要と認める場合。

6 疑義、協議

現場の施工方法において疑義が生じた場合は、監督員ならびに現場代理人で現地立会等を行い、適切な措置を協議する。

第6節 その他

1 設計変更

- 1) 本工事の内容に変更の必要を生じた場合は、監督員と協議の上、その事項を決定しなければならない。

又、この部分にかかる施工は、契約変更手続完了後に着工することを原則とする。やむを得ないときは、監督員の指示に従って、工事打合せ簿による処理を行った後に、事前着工ができる。

- 2) 請負人の責により生じた工事の増加に要する費用の増額は一切認めないものとする。
3) 軽微な変更については、両者協議の上請負代金の変更をしない場合もある。
4) 第4節 6) による各メーカーによる浄化槽の寸法の違いによる変更は行わないものとする。

施工要領書

京丹波町浄化槽設置工事施工要領書

1. 目的

この要領書は、町が設置する浄化槽の工事について、適切な施工を図るため必要な事項を定めるものとする。

基準を定めるにあたり次に掲げる法令等を適用する。

(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準につ

いて省令で定める事項。

- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条3項の規定による排水設備の基準について省令で定める事項。

2. 施工前の一般的注意事項

浄化槽設置工事請負業者（以下「業者」という。）は、設置工事を行うとき、法令に基づき浄化槽設備士に実地に監督させること。

なお、実地に監督するときは、次に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 浄化槽設置に必要な申請書類は、業者において作成し、関係機関に提出すること。
(2) 設置工事に関し特に必要とする協議は、監督員、業者、設置希望申請者の3者立会により決定する。

3. 提出書類

業者は、次の書類を提出し承認を得るものとする。

- (1) 工事請負契約書（落札から5日以内）
(2) 請負代金内訳書、工程表、現場代理人等通知書（契約後5日以内）
(3) 着工届（着工の日）
(4) 施工計画書（工事着手前5日以上）
(4) 使用材料一覧（完成時）
(5) 工事完成届（完成の日）
(6) 工事写真等関係書類
(7) その他町が提出を指示する書類

4. 土工事

- (1) 堀削は、周辺地盤・既設構造物・土質・地下水等の状況に適した工法とする。

なお、本設計は周辺地盤が崩壊しないよう法付けのオープンカット工法とし、堀削勾配は3分とする。

また、法肩付近には掘削土等を放置しないこと。

土工事は、次に掲げる事項を留意しながら行うこと。

- (1) 周辺地盤
(2) 既設構造物
(3) 埋設物件の沈下及び滑動
(5) 土圧及び土質
(6) 周囲の地下水位
(7) 給排水管等は、必要に応じた措置を施すこと。
(8) 異常を発見した場合は、直ちに適切な措置をとり監督員に報告すること。

5. 仮設工事

- (1) 堀削面から水が出る場合は、水替え工事を行うこと。
(2) 上記4の開削工法が不可能な場合には山留め工法を用いること。

また、この場合は変更設計の対象とする。

なお、事前に監督職員に関係法令に従い現場に適した土留め工法を選択し、施工計画書及び構造計算書を提出し協議しなければならない。

5. 基礎工事

基礎工事は、浄化槽全体の水平の確保と不等沈下を防止するために次に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 基礎材料は原則として再生碎石 RC-40 とし、敷厚は 10 cm とする。
- (2) コンクリートの強度は、28 日材令で 240 kg/cm² 以上の圧縮強度を出すものとし、スランプ 8 cm 以上とすること。厚さは荷重区分に応じて 10 ~ 20 cm とする。打ち込みにあたっては打ち上がりが均質、平滑に仕上げ、適切な養生を行うこと。

6. 浄化槽の据付及び水平出し

- (1) 本体は、トラッククレーン等により、静かに異物が混入しないよう所定の位置に降ろし、安定を確かめてから水平出しを行うこと。
- (2) 水張りを行いながら再度水平を確認し、漏水、内部の異常の有無を確認すること。
- (3) 水平調整を行う必要がある場合は、モルタルを使用し調整すること。

7. 埋戻し

- (1) 埋戻しは、砂（道路用）を使用し、埋戻中に小石等が混入しないようにすること。
- (2) 埋戻後は水締めを行い適當な余盛りをすること。
- (3) 支柱型枠内には、砂が入らないようにすること。

8. 水位の確認

- (1) 浄化槽の水平を確認すること。
- (2) 確認方法は、満水時に蓋の受枠上部より水面までを測定するものとし、測定値に狂いが生じた場合は、越流せき全面より水が均等に流出するよう調整すること。

9. 流入管、放流管工事

- (1) 口径は Φ 100 mm とし、材質は VU 管または VP 管とする。
- (2) 流入管勾配は、2 / 100 を標準とする。
- (3) 放流管勾配は、1 / 100 以上とする。
- (4) 浄化槽への流入口直前 1 m 以内の位置に公共枠を設置すること。

10. 集突管工事

集突管は設置しない。ただし設置使用申請者の要望に応じ設置することができる。その場合の設置費用は設置使用申請者負担とする。

設置にあたっては、次に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 近隣の状況を配慮し、通風の良い場所に立ち上げる。
- (2) 管の口径は、100 mm とする。

11. プロワ工事

プロワの設置については、次の事項を厳守して行うこと。

- (1) 送気管は、長さ 10 m 以内、曲がり 5 箇所以内とし、管種は HIVP Φ 13 mm とする。送気圧が不足する場合は監督員の指示に従うこと。

- (2) 直射日光及び風雨を避け通風の良い場所とし、保守点検に支障がない場所に設置すること。
- (3) 設置場所に電源がない場合は、町により防水型電源コンセントを設置する。なお、必ず本体の接地（アース）工事をすること。
- (4) 運転音及び振動が、寝室、居間等に影響しないところに設置すること。
- (5) プロワ基礎は、地上より 10 cm 以上高く、しっかりとしたコンクリート基礎であること。

1.2. 支柱工事

必要に応じ支柱工事を行うものとするが、仕様は参考図により指示する。

また、コンクリートに打継目が生じる場合には、旧コンクリートの表面に適正な処理を施し、旧コンクリートと密着するよう締固めること。

1.3. スラブ工事

スラブ工事は、埋戻土が安定後、浄化槽本体や配管に荷重がかからないようにして行うこと。

1.3. マンホール

傷がつきやすい素材であるため工事中は覆いを施すこと。

1.4. その他

この施工要領書は国土交通大臣・環境大臣指定 浄化槽設備士講習テキストを参考としている。

なお、この施工要領書に定めるもののほか、疑義が生じた場合には監督員と協議し決定するものとする。